

第1章 計画の基本事項

第2章 これまでの緑のまちづくり

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 緑のまちづくりに関する施策

第5章 緑のまちづくりの推進

参考資料

参考資料

1 計画の策定体制と策定経過

1-1 策定体制

(1) 一宮市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定される、一宮市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（一宮市緑の基本計画、以下「基本計画」という。）を策定するに当たり必要な事項について検討、協議するため、一宮市緑の基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、又は協議する。

(1) 基本計画策定に関する事項

(2) その他策定委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市内関係団体の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する基本計画の策定をもって終えるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 策定委員会には、委員長を置き、委員の中から市長が依頼する。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長とする。

2 策定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところとする。

(会議の公開)

第7条 策定委員会の会議の公開に関する取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

(オブザーバー)

第8条 策定委員会にはオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、策定委員会の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

3 オブザーバーに事故があるときは、その職務を代理する者が策定委員会の会議に加わることができる。

(意見の聴取)

第9条 策定委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(議事録)

第10条 委員長は、策定委員会の会議について、議事録を作成するものとする。

2 議事録は、発言者名を除き公開するものとする。ただし、委員会が公開しない旨を議決した部分については、この限りではない。

(事務局)

第11条 策定委員会の事務局は、一宮市まちづくり部公園緑地課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付則

1 この要綱は、平成30年11月9日から施行する。

2 この要綱は、基本計画の策定を以ってその効力を失う。

（2）一宮市緑の基本計画策定委員会の公開に関する取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、一宮市緑の基本計画策定委員会設置要綱（平成30年11月9日施行。以下「要綱」という。）第7条第2項に基づく一宮市緑の基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の会議の公開に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

（会議の非公開）

第2条 会議は、次のいずれかに該当する場合は非公開とするものとし、委員長が会議に諮つて決定する。ただし、会議の運営に支障をきたすと判断される場合は、会議の1週間前までに委員長が会議を非公開とすることができます。

- (1) 一宮市情報公開条例（平成12年一宮市条例第33号）第7条第1項各号に掲げる非公開情報の含まれる事項について協議などをするととき。
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な協議などが著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

（会議公開の事前公表）

第3条 会議を公開する場合は、その旨を1週間前までに公表する。

- 2 公表の方法は、会議開催予定（様式第1）を事務局ウェブサイトに掲載するとともに、事務局において閲覧に供することにより行う。

（会議の傍聴）

第4条 会議の傍聴を希望する者には、それを認めるものとする。

- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、市長が別に定める。

（傍聴人への配布資料）

第5条 会議資料（非公開情報が記録されている部分を除く。）は、傍聴人に配布する。ただし、個々に配布することが困難であると認められる会議資料については、会場において傍聴人の閲覧に供する。

- 2 前項による配布した資料は、回収するものとする。

（雑則）

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の公開等に関して必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

付則

この要領は、平成30年11月9日から施行する。

(3) 一宮市緑の基本計画策定委員会 名簿

設置要綱第3条第1号委員（学識経験を有する者） (敬称略)

| 区分 | 氏名 | 役職等 | 備考 |
|-------|--------|--------------------------------|------|
| 学識経験者 | 千頭 聰 | 日本福祉大学 国際福祉開発学部 国際福祉開発学科 教授 | 委員長 |
| 〃 | 今西 良共 | 岐阜県立国際園芸アカデミー 学長 | 副委員長 |
| 〃 | 桜井 ひろ子 | 庭デザイナー | 委員 |

設置要綱第3条第2号委員（市内関係団体の代表者） (敬称略)

| 区分 | 氏名 | 役職等 | 備考 |
|---------------|-------|------------------------------------|----------------|
| 市内関係団体 代表者 | 吉田 明 | 愛知西農業協働組合 常務理事 | 委員 |
| 〃 | 石原 幹雄 | 一宮市小中学校長会 会長 | 委員 (H30) |
| 〃 | 浅野 雅稔 | | 委員 (H31/R1) |
| 〃 | 野村 緑 | 一宮市地域女性団体連絡会 副会長 | 委員 |
| 〃 | 川合 規由 | (社) 愛知県建築土事務所協会 一宮支部長 | 委員 |
| 〃 | 船橋 信子 | 一宮市環境基本計画・地球温暖化対策 実行計画区域施策推進協議会 | 委員 |
| 〃 | 伊藤 俊彦 | 一宮市自主防災会連絡協議会 会長 | 委員 (H30) |
| 〃 | 森 重幸 | | 委員 (H31/R1) |
| 〃 | 久保 賢子 | 尾西歴史民俗資料館 学芸員 | 委員 |

オブザーバー（設置要綱第8条） (敬称略)

| 区分 | 氏名 | 役職等 | 備考 |
|--------|----------------------|---|----------|
| オブザーバー | 桜井 種生 (代理: 栗田 雅貴) | 愛知県建設部公園緑地課長 (代理: 同 課長補佐) | (H30) |
| 〃 | 小嶋 幸則 (代理: 栗田 雅貴) | 愛知県都市整備局都市基盤部 公園緑地課長 (代理: 同 課長補佐) | (H31/R1) |

1-2 策定経過

(1) 一宮市緑の基本計画策定委員会及び都市計画審議会

本計画の策定にあたり、一宮市緑の基本計画策定委員会を開催しました。

表 本計画の策定経過

| No. | 日 時 | 検討内 容 | 備 考 |
|---|-------------------------|--|-----|
| 第1回 | 2019（平成31）年 1月23日（水） | 1 緑の基本計画とは 2 一宮市の緑の現況と課題 3 緑の基本計画に期待すること | |
| 【第1回都市計画審議会】 2019（平成31）年2月14日（木） | | | |
| 第2回 | 2019（令和元）年 7月22日（月） | 1 基本方針（案）について 2 緑の都市づくりに関する 施策について | |
| 第3回 | 2019（令和元）年 10月11日（金） | 1 緑の基本計画（素案）について 2 計画の進行管理について | |
| 【第2回都市計画審議会】 2019（令和元）年11月28日（木） | | | |
| 【パブリックコメント】 2019（令和元）年12月16日（月）～2020（令和2）年1月17日（金） | | | |
| 第4回 | 2020（令和2）年 2月10日（月） | 1 パブリックコメントの 総括について 2 緑の基本計画（案）について | |
| 【第3回都市計画審議会】 2020（令和2）年2月12日（水） | | | |

(2) パブリックコメント（市民意見提出制度）

本計画の素案について、市民の意見を募集し、寄せられた意見を参考にして計画の取りまとめを行いました。

【パブリックコメントの実施概要】

■募集期間：2019（令和元）年12月16日（月）～2020（令和2）年1月17日（金）

■周知方法：市広報、市ホームページ、各庁舎（一宮、尾西、木曽川）資料コーナー
及び公園緑地課において閲覧

■提出意見：7件

ア行

| | |
|-----------|---|
| アダプトプログラム | 地域の道路や水路、公園などの公共空間を市民が愛着を持って主体的に清掃などの活動を行うこと。行政はこの活動に対して様々な支援を行う。 |
| オープンスペース | 都市や敷地内で建築物などが建っていない場所。 |
| S D G s | 持続可能な開発目標（S D G s）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（M D G s）の後継として、2015年9月に国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標。 |

力行

| | |
|------------|---|
| 街区公園 | 都市公園の一つで、街区に居住する者の利用を目的とする公園。誘致距離は250mの範囲内で、1箇所あたり面積は0.25haを標準として配置する。 |
| 近隣公園 | 都市公園の一つで、近隣に居住する者の利用を目的とする公園。誘致距離は500mの範囲内で、1箇所あたり面積は2haを標準として配置する。 |
| 居住誘導区域 | 人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。立地適正化計画において定められる。 |
| クールアイランド | 都市部において周辺より温度が低くなっている地域。 |
| グリーンインフラ | 自然が有する多様な機能や仕組みを活用したインフラストラクチャーや土地利用計画を指し、我が国が抱える社会的課題を解決し、持続的な地域を創出する取組み。 |
| 景観計画区域 | 景観法に基づく景観計画の対象区域であり、良好な景観の保全、形成、創出を図るために、規制や誘導を進める区域。 |
| 公園施設長寿命化計画 | 公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定め、公園施設の安全性、機能性を確保しつつ、維持管理費の平準化を図ることを目的とする計画。 |
| 国営公園 | 国が維持管理を行う都市公園として、国土交通大臣が設置する公園。 |

サ行

| | |
|----------|--|
| 市街化区域 | 既に市街地が形成されている区域及び、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。 |
| 市街化調整区域 | 農林漁業の土地利用に重点がおかれ、市街化を抑制すべき区域。 |
| 施設緑地 | 都市公園及び都市公園に準ずる機能を有する公共施設、民間施設。 |
| 指定管理者制度 | 公共施設の管理運営を、地方公共団体の指定を受けた民間事業者等の指定管理者が管理を行う制度。 |
| 市民緑地認定制度 | 民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。 |
| 人口集中地区 | 統計データに基づき、一定の基準(40人/haなど)により都市的地域を定めたもの。 |
| 生産緑地地区 | 都市計画上、農林漁業との調整を図ることを目的とした地域地区の一つであり、生産緑地法により定められる。市街化区域内の土地のうち、一定の要件を満たす土地の指定制度により指定された農地または森林を指す。 |
| 生態系 | 植物、動物などとそれらを取り巻く水や土壤、大気などの環境とを統合した全体のシステム。 |

サ行

| | |
|-------|---|
| 総合公園 | 都市公園の一つで、都市住民全般の休息、観賞、散策、遊戯、運動など総合的に利用することを目的とする公園。都市の規模に応じて、1箇所あたり10~50haを標準として設置する。 |
| SEGES | SEGES（社会・環境貢献緑地評価システム）とは、民間事業者等が積極的に保全、維持、活用に取組む優良な緑地に対して、社会や環境への貢献度が高い優れた緑を評価認定する制度。「そだてる緑」、「つくる緑」、「都市のオアシス」の3つのシリーズがある。 |

タ行

| | |
|--------------------------|---|
| 地域制緑地 | 自然公園などの一定の土地の区域に対して指定し、その土地利用を規制することで、良好な自然環境などの保全を図ることを目的とした緑地。 |
| 地球温暖化 | 二酸化炭素やメタンガス、フロンなどの温室効果ガスが大気中に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象。 |
| 地区公園 | 徒歩圏内に居住する者の利用を目的とする公園。誘致距離1kmの範囲内で、1箇所あたり面積4haを標準として配置する。 |
| 超スマート社会 (Society 5.0) | サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会。 |
| 特定生産緑地制度 | 生産緑地法の改正に伴い、指定から30年が経過しようとしている生産緑地に対して、営農期間を10年間延長することで都市農地を保全する制度。 |
| 特別緑地保全地区 | 都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより、現状凍結的に保全する制度。都市計画法における地域地区として一定の要件を満たすものに対して、指定することができる。 |
| 都市機能誘導区域 | 医療、福祉、商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。 |
| 都市計画区域 | 都市計画を定める必要がある土地の範囲で、都市環境の悪化を防ぐとともに、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために、都市計画法その他の法令の規制を受ける区域。 |
| 都市計画マスターplan | 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」といい、市町村が創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべきまちの姿を定めるもの。 |
| 都市公園 | 都市公園法に定められた、国または地方自治体によって設置される公園。 |
| 都市公園法 | 都市公園の設置及び管理に関する基準などを定め、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。 |
| 都市緑地法 | 都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律。 |
| 土地区画整理事業 | 土地区画整理法に基づく、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善、宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更に関する事業。 |

ナ行

| | |
|--------|---|
| 農業振興地域 | 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、都道府県が指定を行う、農業の健全な発展のために農業振興を図るべき地域。 |
|--------|---|

ナ行

| | |
|-------|---|
| 農用地区域 | 農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域整備計画」において、積極的な農業施策の展開と農地の保全を図るために指定される区域。 |
|-------|---|

ハ行

| | |
|------------|---|
| ヒートアイランド現象 | 都市部の水辺や緑地の不足、都市の地表面（コンクリートやアスファルトなど）への蓄熱により、都市部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。 |
| ビオトープ | 野生生物が生息できる条件を備えた生態学的に良好な環境の空間、または自然の生態系に接することができるよう整備された空間。 |
| 防災協力農地制度 | 地震災害が発生した場合に、農地所有者の協力により農地をあらかじめ登録することで、市民の避難空間としての活用、災害復旧用資材置場を確保することを目的とした制度。 |
| 保全配慮地区 | 都市緑地法に基づき、「緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことを指す。 |

マ行

| | |
|--------|---|
| 緑の基本計画 | 市町村が策定する緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策等を定めた計画。 |
|--------|---|

ヤ行

| | |
|------|----------------------------------|
| 遊水機能 | 河川沿いの水田が雨を貯留したり、溢れた水を一時的に貯留する機能。 |
|------|----------------------------------|

ラ行

| | |
|---------|--|
| 立地適正化計画 | 居住機能や医療、福祉、商業、公共交通などの様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置付けられる市町村のマスタープランの高度化版。 |
| 緑化重点地区 | 都市緑地法に基づき、「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことを指す。 |
| 緑化地域 | 都市緑地法に基づき、都市計画区域内の「用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域」のことを指す。 |
| 緑被率 | 区域に占める緑被地の割合。緑被地は樹林地、竹林、草地、農地、河川、ため池などの植物の緑で被覆された土地。 |

ワ行

| | |
|-----|---|
| ワンド | 河川内にある入り江状の水域で本流とつながっているもので、多様な魚介類や植物などの生息空間となっている。 |
|-----|---|